

利用上の注意

- 1 本文中の人口動態は、令和4年1月1日から12月31日までの住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく出生・死亡・転入・転出の届出等により集計したものです。
- 2 本文中の出生数及び死亡数は、毎月1日現在の推計人口を算出するために届出日を基準に集計したもので、人口動態調査（基幹統計、厚生労働省所管）によって把握された出生数及び死亡数とは一致しません。
- 3 市内移動の転入、転出には、同一区内での移動は含みません。
- 4 増加率及び割合（構成比）については、四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 5 増加率は、原則として1月1日現在の推計人口に対するその年の増加数の割合を百分率（%）で表しています。ただし、出生率、死亡率及び自然増加率については、他の統計調査結果と比較しやすいように、人口1,000人に対する割合（人口千対）を用いた場合があります。
- 6 本文中で用いている地域で、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の1都3県をまとめて「東京圏」として集計したところがあります。
また、東京都及び神奈川県については、さらに次の細区分により集計したところがあります。
 - (1) 東京都

東京都区部	: 23 特別区
東京都区部以外	: 23 特別区を除く都内の市町村
 - (2) 神奈川県

川崎市	: 川崎市（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）
相模原市	: 相模原市（緑区、中央区、南区）
横須賀三浦地区	: 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡（葉山町）
県央地区	: 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡（愛川町、清川村）
湘南地区	: 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡（寒川町） 中郡（大磯町、二宮町）
県内その他	: 小田原市、南足柄市、足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）、足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）
- 7 本文中で次の区分により地方別の集計をしたところがあります。

北海道・東北	: 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東	: 茨城県、栃木県、群馬県
甲信越・北陸・東海	: 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

8 本文中の令和5年1月1日現在の年齢別人口は、令和2年国勢調査結果（確定値）を基礎として算出された令和4年1月1日現在年齢別人口に、令和4年1月～12月中の住民基本台帳の年齢別人口動態を加減して集計したものです。

なお、年齢不詳は、国勢調査結果であり、中間年次の増減についてはありません。

9 本文中の数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と総数が一致しない場合があります。また、同様に図中で示されている数値とは一致しない場合があります。

10 表中の符号の意味は次のとおりです。

「…」：数値が不明

「△」：マイナス又は減少

「-」：該当数値なし、計算を要しない項目、又は0

「0.0」：表示単位に満たない数値